

杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査①



地籍調査とは

- 一筆ごとの土地について、所有者等の皆様に立会をお願いし、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに、測量を行い、その結果を「地籍簿」及び「地籍図」に取りまとめるものです。
- 調査後は、一定の手続きを経て、地籍簿及び地籍図の写しを管轄法務局に送付し、土地登記簿の記載事項が改められるとともに、今までの公図に代わり不動産登記法第14条地図として法務局に備え付けられます。

地籍調査前の公図



地籍調査成果の公図



地籍調査の目的

- 現在、法務局に備え付けられている簿冊（登記簿）と地図（公図）は明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確でないことが知られています。地籍調査はこのような状況を改善し、土地の正確な位置、境界、地積情報を明らかにすることにより、皆様の貴重な土地財産を守るために実施します。
- このためにも、早期に調査を行うことが求められています。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎ 82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)

『大切な 水と一緒に 暮らす日々』

第64回「水道週間」6月1日（水）～7日（火）

梅雨の時期とはいえ晴れた日には真夏を思わせます。そんな時、蛇口から出る水を口にし、暑さをしのぐこともあると思います。

皆さんの家の蛇口から出てくる水道水は、川や井戸などの水が浄水場できれいにされ、水道管を通過して各家庭へと届けられています。水道の水は炊事・洗濯・お風呂等私たちの生活に欠かせない大切なものです。

途絶えることなく安全でおいしい水道水を供給するため、施設維持管理に日夜努力してまいります。時には断水することもあります。緊急時や施設を管理するうえで必要なことですので、ご理解ください。

6月1日から1週間は水道週間です。沢山あるように思える水ですが、私たちが飲める水はほんのわずかです。また、雨が少なく湯水となった場合はなおさらです。皆さんも限りある水のことについて考えてみませんか。

問合せ 建設課 水道担当 ☎ 82-1222